

監事監査報告書

平成 25 年 5 月 20 日

学校法人 物療学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人物療学園

監事 濑尾 克衛 ㊞

監事 國井 立志 ㊞

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人物療学園寄付行為第 15 条の規定に基づいて、同学園の平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）における学校法人の業務及び決算の状況について監査を行いました。その結果につき下記の通り報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会、評議員会に出席したほか、理事等から業務の執行状況の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するとともに、主要な関係部署における業務及び財産の状況を調査し、また、公認会計士等と連携を取り、計算書類等につき検討を行うなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

- (1)学校法人物療学園の業務に関する決定及び執行は適正であり、法人の管理、運営面の改善に向けて具体的に取り組んでいるものと認めます。
- (2)計算書類、すなわち、資金収支計算書(資金収支内訳表及び人件費支出内訳表を含む。)、消費収支計算書(消費収支内訳表を含む。)及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む。)は会計帳簿の記載と合致し、適法かつ正確に学校法人物療学園の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

以上